

公共財としての水資源

奥田進一（拓殖大学）

討論者

- ・長 友昭（拓殖大学教授）
- ・亀岡敏平（大分大学准教授）
- ・松 優男（内外エンジニアリング・技術士）
- ・兼瀬哲治（熊本県棚田発電等推進協会代表理事）

コーディネーター

- ・奥田進一（拓殖大学教授）

【趣旨】

わが国の水資源は、農業灌漑用水、工業用水、生活用水と、時代ごとにその中心は異なるものの、土地利用や土地開発と不可分一体化して発展してきた。しかし、明治時代以降、土地資源が民法によって近代的な権利客体とされたのに対して、水資源は、学問的にも実務的にも、位置づけや機能が不明で不安定な概念のままの状態に推移してきた。物権法定主義を採用する民法に水利権の規定は存在せず、学問的には水利権は慣習物権として扱われる。したがって、公式制度（たとえば土地等の所有権）と衝突すると、水利権は消極的な評価を受けることが多く、ときにはその存在自体が否定されることもある。また、河川法に基づく水利許可に対しても、水利権という語が広く使われるが、その法的性質は講学上の特許であり、慣習物権とは様相が大きく異なる。また、地下水やため池の水利については、これを直接に規律する法律は現在のところ存在せず、民法の土地所有権に内包されたり、地方自治体の条例等によって規制されたりする事例が多い。

ところで、水を独占的（専用的）に利用している者が、その水利行為に対して他者から妨害行為を受けたり、他者の権利と衝突したりする紛争が多数発生している。たとえば、無断取水行為や取水地点における水質汚濁などは妨害行為事例であり、慣習物権としての水利権と河川法に拠る水利許可とが農地整備事業等で牴牾するなどは権利衝突事例であろう。また、毎年、ため池や農業用水等の水利施設に起因する死傷事故も多発しており、水利権や水利施設所有権（占有権）に付随する義務ないしは責任の所在を明らかにすることも重要である。さらに、近年、再生可能エネルギーとして注目を集めている小水力発電についても、水利権に関する課題が存在する。小水力発電を実施する場合も例外ではなく、国や自治体から水利権を取得することが前提になる。もっとも、2013年の河川法改正により、すでに水利使用の許可を受けた河川の流水等を利用した従属発電について、水利使用手続の簡素化・円滑化

を図るため、河川管理者による登録を受ければ足りることとされ、一般の事業者でも出力が1000kW未満の小水力発電を導入しやすい環境が整ってきた。

他にも、人口減少社会到来による、水資源管理主体への影響も考えなくてはならない。水道用水や工業用水は、取水、送水、分水、配水等の一連の管理について、公営企業などの同一の主体が担っているが、農業水利は、ダム、頭首工、機場等の河川に整備した施設から幹線水路を通じて支線水路、末端水路に至り、農地にかんがいされる。これら一連の施設の管理は、受益農家の労務や費用負担により、ダム、頭首工、機場、幹線水路などは土地改良区や地方公共団体が、支線水路は水利組合や営農集落が、末端水路は農家が重層的に役割を分担し、連携して管理している。しかし、急速な過疎化や高齢化により、施設の深刻な管理不全問題が発生しており、土地改良区や営農集落などの機能強化が喫緊の課題となっている。

本シンポジウムでは、さまざまな目的ごとに存在する水利権（ないしは水利許可）に関して、都市化や農村コミュニティの変質に伴う水利権や水利施設管理のありかた、さらには小水力発電をめぐる問題などを明らかにして、今後の水利用をめぐる秩序形成に寄与することを目的とする。

☆ワークショップの流れ

*趣旨説明：奥田進一

*個別報告

- ・長 友昭：土地改良区の水資源管理に対するイニシアティブ～所有者と耕作者の新たな関係性
- ・亀岡敏平：農業用ため池を巡る法的課題とため池管理者としての土地改良区
- ・松 優男：都市化の進展と水利権量の再配分
- ・兼瀬哲治：熊本方式小水力発電の概要と課題

*パネルディスカッション&質疑応答

☆参考文献

- ・奥田進一『共有資源管理利用の法制度』（成文堂、2019）
- ・中島大『小水力発電が地域を救う』（東洋経済、2018）